

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております淀 龍夫氏の任期が、平成 25 年 6 月 30 日をもって満了いたします。つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、町内東新町 2 番 22 号にお住まいで、昭和 15 年 9 月 14 日生まれの現在 72 歳でございます。平成 11 年に大倉工業株式会社を退職後、民生児童委員や多度津町コンプライアンス委員など数多くの委員経験をもち、様々な分野で活躍されております。

また同氏は、地域の方々からの信頼も厚く、かつ、中立公正さを兼ね備えており、人権擁護委員として最適任と存じ推薦するものでございます。

なお、任期は平成 25 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、諮問第 1 号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。